

1. 件名：福島第一原子力発電所における施設・設備の耐震クラス分類の考え方に関する論点に対する回答の面談
2. 日時：令和4年10月5日（水）9時30分～10時30分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室

竹内室長、正岡企画調査官、大辻管理官補佐、石井係長、塩唐松係長、高橋係員
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー

プロジェクトマネジメント室 2名（テレビ会議システムによる出席）

福島第一原子力発電所 8名（テレビ会議システムによる出席）

廃炉安全・品質室 5名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から資料に基づき、第102回特定原子力施設監視・評価検討会（以下「検討会」という。）の資料2-1において原子力規制庁が示した論点について、主に以下の説明があった。
 - 規制庁の示した適用する耐震設計フローについて、①では影響緩和措置を考慮した期間で評価した公衆被ばく線量を元に分類すべきと考えていること。また、②ではその上で廃炉活動への影響等を考慮して適用される耐震クラスを設定すべきと考えていること。
 - 安全機能の喪失する期間を7日として評価すべきとのことだが、その実現性は設備ごとに検討すべきと考えており、7日以上かかる設備もあると考えており、7日間を一律で適用することは考えていないこと。
 - 個々の機器等の耐震クラス分類については、それぞれの機器が機能喪失した際の影響を考慮して分類すべきと考えていること。
- 原子力規制庁は、上記説明について聞き取るとともに、今回示された資料に基づき次回検討会で本内容について議論することを伝えた。

6. その他

資料：

- 福島第一原子力発電所における施設・設備の耐震クラス分類の考え方に関する意見

以上